

国際関連情報 Report from IFRS-IC

2020 年 6 月の IFRS-IC 会議におけ る議論の状況

牧野 めぐみ ASBJ 専門研究員

はじめに

本稿では、2020年6月16日にビデオ会議形 式で開催された IFRS 解釈指針委員会(以下 「IFRS-IC」という。) 会議における議論を紹介 する。文中、意見にわたる部分は、私見である ことをあらかじめ申し添える。

2 2020 年 6 月の IFRS-IC 会議の 概要

2020 年 6 月に開催された IFRS-IC 会議では、 次の事項が議論された。

- (1) アジェンダ決定案に関する検討
 - ① サプライチェーン・ファイナンス契約-リバース・ファクタリング
- (2) アジェンダ決定案の最終化に関する検討
 - ① IFRS 第 16 号「リース |: リース料が変 動するセール・アンド・リースバック
 - ② IAS 第12号「法人所得税」:子会社に対 する投資に係る繰延税金
 - ③ IAS 第 38 号「無形資産」:選手移籍金
- (3) その他の事項
- ① IFRS-IC の仕掛案件のアップデート 以下では、我が国の関係者の間で、比較的、 関心が高いと考えられる(1)アジェンダ決定案に

関する検討の論点に関して、論点の概要及びア ジェンダ決定案の概要等について紹介する。

3 サプライチェーン・ファイナンス 契約-リバース・ファクタリング

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、リバース・ファクタリング契 約に関する要望書を受け取った。具体的には、 次の2点が論点である。

- ① 企業はリバース・ファクタリング契約が関 連する負債をどのように表示するのか(すな わち、関連する請求書がリバース・ファクタ リング契約の一部である場合に、受け取った 財又はサービスに対して支払う負債をどのよ うに表示するか。)。
- ② リバース・ファクタリング契約に関するど のような情報を企業は財務諸表において開示 することを要求されるか。

リバース・ファクタリング契約においては、 金融機関は企業が企業の仕入先に負っている金 額を支払うことに同意し、企業は仕入先が支払 を受けた後に金融機関に支払うことに同意して いる。

(2) アジェンダ決定案の概要 財政状態計算書における表示

IAS 第1号「財務諸表の表示」は、企業の財政状態計算書における負債の表示に関する要求事項を定めており、その第54項は、「買掛金及びその他の未払金」を他の金融負債と区分して表示することを企業に要求している。「買掛金及びその他の未払金」は、区分表示を必要とするのに十分なほど性質又は機能において他の金融負債と異なっている(IAS 第1号第57項)。

また、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」第 11 項(a)は、「買掛債務は、納入又は提供されていて、請求されたか又は納入業者と正式に合意した財又はサービスに対して支払うべき負債である」と述べている。

さらに、IAS 第1号第70項は、「流動負債の中には、買掛金(中略)のように、正常営業循環期間において使用される運転資本の一部を構成するものがある」と説明している。

したがって、IFRS-IC は、企業は次の場合 にのみ金融負債を買掛金として表示すると結論 を下した。

- 財又はサービスに対して支払う負債を表している。
- ② 請求されている又は仕入先と正式に合意している。かつ、
- ③ 企業の正常営業循環期間において使用される運転資本の一部である。

IAS 第1号第29項は、「類似した項目の重要性があるクラスのそれぞれを財務諸表上で区別して表示する」ことを企業に要求している。同第57項は、科目は、ある項目(類似した項目の集約)の大きさ、性質又は機能により、区分表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合に、財政状態計算書に記載されると定めている。したがって、IFRS-IC は、IAS 第1号を適用して企業は次のように表示すると結論を下した。

- ① その他の未払金は、買掛金と類似した性質 及び機能を有している場合(例えば、その他 の未払金が企業の正常営業循環期間において 使用される運転資本の一部である場合)にの み、買掛金と一緒に表示する。
- ② リバース・ファクタリング契約の一部である負債は、当該負債の大きさ、性質又は機能により、区分表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合に、区分して表示する。このような負債を区別して表示すべきかどうか(買掛金とその他の未払金を分解すべきかどうかを含む。)を評価するにあたり、企業は当該負債の金額、性質及び時期を考慮する(IAS 第1号第55項及び第58項)。

IFRS-IC は、リバース・ファクタリング契約の一部である負債を区別して表示すべきかどうかを評価する企業は、例えば、次のような要因を考慮する可能性があると考えた。

- ① 当該契約のうち当該契約がなければ提供されないような追加的な保証が、当該契約の一部として提供されるかどうか。
- ② 当該契約の一部である負債の契約条件が、 当該契約の一部ではない企業の買掛金の契約 条件と実質的に異なっているかどうか。

金融負債の認識の中止

企業は、リバース・ファクタリング契約の一部である(又は一部となる)負債の認識の中止を行うべきかどうか及び認識の中止をいつ行うべきかを、IFRS 第9号「金融商品」における認識の中止の要求事項を適用して評価する。

仕入先に対する買掛金の認識の中止を行い、金融機関に対する新たな金融負債を認識する企業は、その新たな負債の財政状態計算書における表示方法を決定するにあたり、IAS第1号を適用する(「財政状態計算書における表示」参照)。



キャッシュ・フロー計算書における表示

IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」 は、次の定義を提供している。

- ① 営業活動を「企業の主たる収益獲得活動及 びその他の活動のうち投資活動でも財務活動 でもないもの」と定義している。
- ② 財務活動を「当該企業の拠出資本及び借入 の規模と構成に変動をもたらす活動」と定義

リバース・ファクタリング契約を締結した企 業は、当該契約に基づくキャッシュ・フローを 営業活動からのキャッシュ・フロー又は財務活 動からのキャッシュ・フローのいずれに分類す べきかを決定する。IFRS-IC は、当該契約の 一部である負債の性質についての企業の評価 は、関連するキャッシュ・フローが営業活動又 は財務活動のいずれから生じたものであるかを 決定する際に役立つ可能性があると考えた。例 えば、関連する負債を企業の主たる収益獲得活 動において使用される運転資本の一部である買 掛金又はその他の未払金と企業が考える場合に は、企業はキャッシュ・フロー計算書におい て、当該負債を決済するためのキャッシュ・ア ウトフローを営業活動から生じたものとして表 示する。これと対照的に、関連する負債は企業 の借入を表しているので買掛金又はその他の未 払金ではないと企業が考える場合には、企業は キャッシュ・フロー計算書において、当該負債 を決済するためのキャッシュ・アウトフローを 財務活動から生じたものとして表示する。

現金又は現金同等物の使用を必要としない投 資取引及び財務取引は、企業のキャッシュ・フ ロー計算書から除外される(IAS 第7号第43 項)。したがって、請求書がリバース・ファク タリング契約の一部として買い取られる際に、 企業にキャッシュ・インフロー及びキャッ シュ・アウトフローが発生する場合には、企業 はそれらのキャッシュ・フローをキャッシュ・

フロー計算書において表示する。企業の財務取 引においてキャッシュ・フローが伴わない場合 には、企業は、当該財務活動に関する目的適合 性のあるすべての情報を提供する方法で、当該 取引を財務諸表の別の箇所で開示する(IAS第 7号第43項)。

財務諸表注記

IAS 第7号第44A 項は、「財務活動から生じ た負債の変動(キャッシュ・フローから生じた 変動と非資金変動の両方を含む。)を財務諸表 利用者が評価できるようにする開示」を提供す ることを企業に要求している。IFRS-ICは、 このような開示は、リバース・ファクタリング 契約の一部である負債に係るキャッシュ・フ ローが、財務活動からのキャッシュ・フローに 分類されたか又は将来のキャッシュ・フローが そのように分類されることとなる場合に、当該 負債について要求されることに留意した。

IFRS 第7号「金融商品: 開示」は、流動リ スクを「現金又は他の金融資産を引き渡すこと により決済される金融負債に関連する債務を履 行するにあたり企業が困難に直面するリスク」 と定義している。IFRS-ICは、リバース・ファ クタリング契約は流動性リスクを生じさせるこ とが多いと考えた。その理由は、次のとおりで ある。

- ① 企業が、負債の一定割合を多様な仕入先の グループではなく単一の金融機関に集中させ ている。企業は、リバース・ファクタリング 契約を提供している金融機関から他の資金調 達源も得る場合がある。仮に企業が負債の履 行において何らかの困難に直面するとした場 合、そのような集中は、企業が多大な金額を 一時点で単一の相手方に支払わなければなら なくなるリスクを増大させることになる。
- ② 一部の仕入先は、リバース・ファクタリン グ契約に基づく売掛金の早期支払に慣れてい

るか又は依存するようになっている場合がある。仮に金融機関がリバース・ファクタリング契約を撤回するとした場合、それらの仕入先はより短い信用期間を要求する可能性がある。より短い信用期間は、特に企業がすでに財政的な苦境にあるとした場合、企業が負債を決済する能力に影響を与える可能性がある。

IFRS 第7号第33 項から第35 項は、次のことを開示することを企業に要求している。金融商品から生じるリスク(流動性リスクを含む。)に対するエクスポージャーがどのように生じるのか、当該リスクの管理のための企業の目的、方針及びプロセス、報告期間の末日現在の企業の流動性リスクに対するエクスポージャーに関する要約定量データ(このデータが当該期間中の企業の流動性リスクに対するエクスポージャーを代表していない場合の追加的な情報を含む。)、並びにリスクの集中である。IFRS 第7号第39項及びB11F項は、追加的な要求事項及び企業が流動性リスクの開示を提供する際に考慮する可能性のある諸要因を定めている。

企業は、リバース・ファクタリング契約が財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響に関して、追加的な開示を注記で提供すべきかどうかを決定するにあたり判断を適用する。IFRS-IC は次のように考えた。

① リバース・ファクタリング契約に関連する 負債及びキャッシュ・フローをどのように表 示すべきかの評価は、判断を要する可能性が ある。企業は、これに関して、行った判断の うち財務諸表に認識した金額に対して最も重 大な影響を有するものに含まれる場合には、 その判断を開示する(IAS 第1号第122項)。 ② リバース・ファクタリング契約は、企業の 財務諸表に対して重要性がある影響を有して いる可能性がある。企業は、リバース・ファ クタリング契約に関する情報が当該財務諸表 の理解への目的適合性がある範囲で、当該情 報を財務諸表において提供する(IAS 第1号 第112項)。

IFRS-IC は、重要性の判断の行使は定量的な考慮と定性的な考慮の両方を要することに留音した。

IFRS-IC は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、リバース・ファクタリング契約の一部である負債の表示、関連するキャッシュ・フローの表示、及び、例えば、そうした契約において生じる流動性リスクに関して注記において開示すべき情報を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、IFRS-IC はこれらの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

狭い範囲の基準設定

IFRS-IC メンバーは、仕入先に対する債務を賄うために締結された契約についての開示要求を開発する狭い範囲の基準設定プロジェクトについての見解を示した。IFRS-IC は、何も決定を求められなかった。

(3) 今後の予定

上記(1)及び(2)の内容のアジェンダ決定案が公表され、コメント期限は2020年9月30日までである。IFRS-ICは、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。